

平成 29 年 9 月 13 日

## NHK 受信料制度等検討委員会答申に対する見解

一般社団法人日本新聞協会  
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、9 月 12 日までに示された NHK 受信料制度等検討委員会（以下検討委員会）の「常時同時配信の負担のあり方（以下 1 号答申）」「公平負担徹底のあり方（同 2 号答申）」「受信料体系のあり方（同 3 号答申）」について、下記の見解を表明する。

当委員会は、メディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りにおいて NHK のインターネット利用を容認してきた。ただし、利用が放送の補完の範囲にとどまる抑制的なもので、受信料制度との整合がはかられ、民間事業者との公正な競争環境が確保されることが前提である。

NHK の上田良一会長は、情報端末とサービスの多様化によりメディア環境が大きく変化していることを受け、NHK を公共放送から「公共メディア」へと変化させる方針を表明するとともに、ふさわしい受信料制度と運用のあり方について検討委員会に諮問した。しかし 1～3 号答申を通読しても、NHK が目指す新たな「公共メディア」の姿がみえてこない。大きな理由は 2 つある。

理由のひとつは、上田会長がインターネット常時同時配信の「負担のあり方」に絞って諮問したため、1 号答申から「公共メディア」の具体像と、それを支える新たな受信料制度に関する記述が欠落していることだ。NHK の坂本忠宣専務理事は今年 7 月、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」で、常時同時配信について「将来的に本来業務としたい」と発言した。常時同時配信は今後も放送の補完であるべきだが、NHK が「公共メディア」の本来業務と位置付けるのであれば、放送を維持するための受信料で常時同時配信の費用を賄うことも可能となり、受信料の性格は大きく変わる。だからこそ上田会長と検討委員会は「公共メディア」の全体像とその財源のあり方に関する諮問・答申を行うべきだった。

放送法は NHK のインターネット事業について、放送の補完であるという前提に立ち①受信料制度の趣旨に照らして不適切でない②過大な費用を要するものでない③市場の競争を阻害しない——などの点につき国の審査を受け、総務大臣の認可を得ることを義務づけている。これらの審査項目は、放送法の根幹をなす「多元性・多様性・地域性」の維持に資するばかりでなく、前・現総務大臣が求めている「業務・受信料・コンプライアンスの三位一体改革」とも通底している。NHK は 1 号答申にとらわれることなく、これら審査項目や三位一体改革の視点を取り入れた「公共メディア」の全体像を早期に示すべきだ。

もうひとつの理由は、検討委員会が 2 号及び 3 号答申で新たな公平負担の大枠を示さず、「居住情報の利活用」「不払い等を抑止する制度」など収納に関する技術的な答申にとどめたことだ。上田会長は「さらなる公平負担の徹底と営業経費の抑制を図る（中略）適切な制度整備」を諮問したが、答申を読む限り、検討委員会は放送法改正につながる議論をほとんど避けている。現在の受信料制度を巡っては、支払いや契約に関する訴訟が提起されるなど異論もある。NHK 自身、メディア環境の変化に対応した、インターネットを含む「公共メディア」への変化を望んでいいる。答申が、こうした現状を踏まえた新たな受信料の大枠を提言していれば、今後の国民的な議論のたたき台となりえただけに残念だ。NHK は、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」への出席などを通じ、望ましい受信料制度の議論に資するデータや意見を積極的に開示するべきだ。

このほかにも、答申には多くの問題点がある。常時同時配信を実施すれば多額の権利処理費用や運営費が発生するが、負担するのは視聴者・国民だ。NHK が昨年度実施した同時配信実証実験の利用率が 6%にとどまったことを考え合わせれば、実施の際には費用対効果を重視した厳しいコスト管理が不可欠だが、答申にはそうした視点がない。

答申が、受信機を持たない世帯の負担方法について「受信料型を目指すことに一定の合理性がある」としながら、相反する「有料対価型」の暫定導入を提言したことは矛盾している。答申は暫定導入の理由について「論点の検討や視聴者・国民の理解を得ること等に時間がかかる」ためとしているが、十分な議論と必要な手続きを経ずに財源を確保しようとするなら、視聴者・国民の不信が増し、それこそ受信料の収納に悪影響が及ぶ。

常時同時配信に際して地域民放に実施するとした「配慮」の中身や、受信料収納に際し他事業者から居住情報を得ることができるとした法的根拠、収納率が上がった場合の還元策など重要な事項について具体的な内容が読み取れないことも問題だ。

答申は、常時同時配信を「放送の世界で NHK が果たしている公共性を、インターネットという異なる伝送路を通じても発揮するためのサービス」と位置付けた。しかし放送法に依拠した NHK の公共性と、制約の少ない通信における公共性は質的に異なる。国民がインターネット空間で NHK の提供する「公共性」を必要としているかどうかは明らかではない。NHK は平成 31 年度に常時同時配信を開始したい意向を示しているが、こうした現状に鑑み、今回の答申を「お墨付き」として実施に踏み切るのではなく、まずは自ら目指す「公共メディア」の姿と、それを支える受信料制度の枠組みについて具体案を示し、国民的な議論の用に供するべきだ。そうすることが、視聴者・国民の NHK に対する理解を向上させ、収納率を改善させることにつながるからだ。

以 上